

3. 休学・退学・除籍について

■休学について

病気その他の理由で、やむを得ず休学しなければならない場合は、まず、国際交流センターに相談してください。その後、教務部で手続きについて指示を受け、所定の期間内(2024年度は下表のとおり)に「休学願」および指示された添付資料等を提出しなければなりません。

2024年度休学期間および「休学願」受付期間について

休学の種類	休学期間	休学願受付期限	授業料納付について
通年休学	4月1日～翌年3月31日まで	4月22日まで	当該年度の授業料の全額を免除
前学期休学	4月1日～9月15日まで		前学期の授業料の全額を免除
後学期休学	9月16日～翌年3月31日まで	9月24日まで	後学期の授業料の全額を免除

なお、休学の際には、次のことに留意してください。

- (1) 休学期間中の授業料は免除されますが、教育充実費および委託徴収金は、全額納付しなければなりません。
- (2) 「留学」の在留資格では**休学中は日本にいたることができません**。そのため、休学手続き後は**すみやかに帰国してください**。また、帰国が前提となりますので、資格外活動(アルバイト)はもちろんですできません。
- (3) 休学許可書は、在留期間更新許可申請等に必要です。なくさないように大切に保管してください。
- (4) 休学することを必ず事前にご家族に報告してください。

■退学について

やむを得ず退学しなければならない場合は、事前に国際交流センターに相談してください。

その後、教務部で手続きについて指示を受け、「退学願」を提出してください。

4月と9月退学には「休学願」受付期間と同様に提出期限があります。

なお、退学については、次のことに留意してください。

- (1) 原則として納付金を納めず退学することはできません。
- (2) 退学者の情報は、退学手続き完了と同時に出入国在留管理局に報告しています。
- (3) 退学したら、たとえ「留学」による在留期間が残っていても、早急に帰国もしくは他大学等への入学、または他の在留資格を取得しなければなりません。退学後、在留資格を変更することなく3ヵ月以上日本に滞在していた場合、出入国在留管理局による調査後、在留資格が取消され、退去強制等の処分を受けます。
- (4) 退学手続き完了と同時に、資格外活動の許可は取消されます。退学後、資格外活動(アルバイト)を行っていた場合、資格外活動違反で摘発を受けます。この場合、雇用主も処罰の対象となります。
- (5) 退学することを必ず事前にご家族に報告してください。

■除籍について

学則第4条に定める在学年限を超える場合や修学費を期限までに納付しない場合、または理由なく履修登録等の在籍に要する手続きを行なわない場合は、除籍となります。

なお、留学生に多いのは、修学費を期限までに納付せずに除籍となる場合です。除籍後に、「納付期限を忘れていた。大学を続けたい。」と相談に来る留学生がいますが、除籍の取消しはできません。修学費の納付期限にはくれぐれも注意してください。

また、除籍者の在留資格については、「退学について(2)～(5)」と同様の取り扱いとなります。